

議案第34号

墨田区教育委員会委員任命の同意について
上記の議案を提出する。

令和2年9月30日

提出者 墨田区長 山本亨

墨田区教育委員会委員任命の同意について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を求める。

記

住 所 東京都墨田区緑一丁目11番8号

氏 名 阿部 博道

生年月日 昭和23年4月25日

所属政党 無所属

(提案理由)

令和2年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必要がある。

(参考)

阿 部 博 道 略 歷

現 住 所 東京都墨田区緑一丁目11番8号

生年月日 昭和23年4月25日

学 歴 中央大学法学部法律学科卒業（昭和47年3月）

職 歴 等 弁護士登録（昭和51年4月）

税理士登録（平成5年7月）

墨田区法律相談員（昭和63年6月—現在）

人権擁護委員（平成2年12月—現在）

墨田区行政不服審査会（※）委員（平成7年11月—現在）

（※ 平成28年3月までは、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会）

墨田区感染症診査協議会委員（平成11年4月—現在）

墨田区公害健康被害認定審査会委員（平成14年2月—現在）

墨田区要保護児童対策地域協議会委員（平成23年7月—平成25年3月）

墨田区教育委員会委員（平成24年10月—現在）

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和31年法律第162号）

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることがある。